

一般社団法人 あかり

強度行動障害支援者養成研修学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

事業者 一般社団法人 あかり

所在地 埼玉県久喜市吉羽一丁目32番地24

(目的)

第2条 以下の目的をもって研修事業を実施する。

知的障がい・精神障がいのある方で強度に行動障害を起こしてしまう方に対して、適切な支援や適切な支援計画の作成に関すること、ならびに障害福祉サービスに関する必要な知識と技能の習得を目的とします。

(実施課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業を実施する。

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)

(研修事業の名称)

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

あかり塾 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)

(事業計画)

第5条 研修事業は、下記の通り実施する。

基礎研修 12時間

実践研修 12時間

合計24時間

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次のものとする。

基礎研修 原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者、又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。

実践研修 基礎研修を修了した者のうち、原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者、又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者とする。

(研修参加費用等)

第7条 研修参加費用等を次のとおりとする。

受講料 20,000円(基礎研修 10,000円・実践研修 10,000円)

テキスト代 3,200円(税込み)

納入方法 一括納入 受講開始3日前までに銀行振り込み又は現金持参

- *納入された受講料は原則として返金はしない。
 - *当事業所の諸事情により開講しなかった場合は、全額返金する。
- (令和2年5月21日変更)

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

- 中央法規出版株式会社
 - 強度行動障害のある人の「暮らし」を支える
- (令和2年5月21日変更)

(申込手続き)

第9条 受講に係る申込手続きは次のとおりとする。

①NPO法人あかりのホームページより所定の申し込み用紙をダウンロードし、必要事項を記載の上、郵送、FAX又はメールで期日までに申し込む。もしくはNPO法人あかりのホームページよりWebフォームに入力の上、期日までに申し込む。ただし定員に達した時点で申し込みの受付は終了する。

②受講料の納入を確認後、受講証を申込者に送付する。

(研修修了と認定)

第10条 研修修了の認定は次のとおりとする。

- ①基礎研修のすべてを受講した受講生に対して基礎研修修了証を発行して認定する。
- ②実践研修のすべてを受講した受講生に対して実践研修修了証を発行して認定する。

(研修欠席者の取り扱い)

第11条 次の者を研修欠席者とする。

研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(受講取り消し)

第12条 次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことがある。

- ① 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- ② 研修の秩序を乱し、その他受講者として本分に反した者。
- ③ 無断欠席をした者。
- ④ その他、当事業所が受講不相当と判断した者。

(修了証の交付)

第13条 第10条により修了を認定された受講者に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)修了の修了証を発行する。

(修了者名簿の管理)

第14条 受講修了者の名簿は次の通りに管理するものとする。

修了者は修了者台帳に記載し、埼玉県が指定した様式により埼玉県知事に報告する。

(個人情報管理)

第15条 当研修における個人情報については次のとおりとする。

受講生について知り得た個人情報はみだりに他人に知らせることまた不当な目的のために使用しない。

(その他研修実施に係る留意事項)

第16条 受講生は研修中に知り得た個人情報等を他に口外してはならない。

(施行細則)

第17条 この学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、法人代表がこれを定める。

(附則)

この学則は、平成29年11月8日より施行する。

(附則)(令和2年5月21日変更)

この学則は、令和2年5月21日より改正施行する。

この学則は、令和4年10月1日より改正施行する。